

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年12月2日

世田谷区

1 業務概要

この公募では、世田谷区立池之上青少年交流センターの運営業務を請け負う事業者、世田谷区立野毛青少年交流センターの運営業務を請け負う事業者、世田谷区立希望丘青少年交流センターの運営業務を請け負う事業者をそれぞれ選定する。なお、3件の契約を同一の事業者が受託することも可能とする。

(1) 件名

- ①世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託
- ②世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託
- ③世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託

(2) 業務内容

次に掲げる業務を行う。詳細は、事業者募集要項等を参照すること。

- ①世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託

ア 運営業務

(i) 施設運営管理業務

- ・受付業務
- ・日常業務
- ・防火・防災にかかわる業務
- ・帰宅困難者対策の実施
- ・災害への対応

(ii) 若者の居場所の運営及び事業の実施

- ・若者の居場所の運営
- ・各種プログラム等の実施
- ・「青年文化祭」等の地域イベントの開催
- ・「ダンスフェスティバル SETAGAYA」の実施

(iii) 若者・地域の参加・参画、協働による運営

- ・運営委員会等の開催及び補助
- ・ワークショップ・アンケートの実施

(iv) 地域におけるネットワーク構築業務

- ・地域懇談会
- ・地域や関係機関主催のネットワーク会議、イベント等への出席

(v) 広報活動業務

- ・リーフレット、チラシ、ポスターによる広報活動
- ・施設ホームページ・SNSの更新・保守
- ・広報誌の発行

(vi) ユースリーダー事業の実施

- ・ユースリーダー事業の推進

- ・「TRP せたがや」の運営サポート業務
- (vii) 子育て支援事業等の実施
 - ・乳幼児専用スペースの確保
 - ・おでかけひろば事業の実施
 - ・子育て等をテーマとした講座の実施
 - ・子育て支援機関等とのネットワーク会議の開催
 - ・区の子育て支援事業への協力
- (viii) 区への活動結果報告
 - ・月次報告
 - ・年次報告
- (ix) 社会情勢に係る一部業務停止時の臨時業務

イ 若者の福祉的な就労事業

- (i) 若者の福祉的な就労事業の実施
- (ii) その他、若者の福祉的な就労事業に付随する業務

②世田谷区立野毛青少年交流センター運營業務委託

ア 運營業務

- (i) 施設運営管理業務
 - ・受付業務
 - ・日常業務
 - ・防火・防災にかかわる業務
 - ・帰宅困難者対策の実施
 - ・災害への対応
- (ii) 若者の居場所の運営及び事業の実施
 - ・若者の居場所の運営
 - ・各種プログラム等の実施
 - ・菜園の管理・運営
 - ・宿泊事業の実施
 - ・「のげ青縁日」等の地域イベントの開催
 - ・「のげ青フェスティバル」の実施
- (iii) 若者・地域の参加・参画、協働による運営
 - ・運営委員会等の開催及び補助
 - ・ワークショップ・アンケートの実施
- (iv) 地域におけるネットワーク構築業務
 - ・地域懇談会
 - ・地域や関係機関主催のネットワーク会議、イベント等への出席
- (v) 広報活動業務
 - ・リーフレット、チラシ、ポスターによる広報活動
 - ・施設ホームページ・SNS の更新・保守
 - ・広報誌の発行
- (vi) ユースリーダー事業の実施

- ・ユースリーダー事業の推進
- ・「TRP せたがや」の運営サポート業務
- (vii) 区への活動結果報告
 - ・月次報告
 - ・年次報告
- (viii) 社会情勢に係る一部業務停止時の臨時業務

イ 若者の福祉的な就労事業

- (i) 若者の福祉的な就労事業の実施
- (ii) その他、若者の福祉的な就労事業に付随する業務

③世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託

ア 運営業務

- (i) 施設運営管理業務
 - ・受付業務
 - ・日常業務
 - ・防火・防災にかかわる業務
 - ・帰宅困難者対策の実施
 - ・災害への対応
- (ii) 若者の居場所の運営及び事業実施
 - ・若者の居場所の運営
 - ・各種プログラム等の実施
 - ・カフェキッチンの運営（就労体験・就労支援事業）
 - ・菜園の管理・運営
 - ・「アップス縁日」等の地域イベントの開催
 - ・「アップスフェスティバル」の実施
- (iii) 若者・地域の参加・参画、協働による運営
 - ・運営委員会等の開催及び補助
 - ・ワークショップ・アンケートの実施
- (iv) 地域におけるネットワーク構築業務
 - ・地域懇談会
 - ・地域や関係機関主催のネットワーク会議、イベント等への出席
 - ・複合施設全体の運営会議への出席
- (v) 広報活動業務
 - ・リーフレット、チラシ、ポスターによる広報活動
 - ・施設ホームページ・SNS の更新・保守
 - ・広報誌の発行
- (vi) 協定大学と連携した「若者の身近な居場所」運営サポート業務
- (vii) ユースリーダー事業の実施
 - ・ユースリーダー事業の推進
 - ・「TRP せたがや」の運営サポート業務
- (viii) 子どもが参加・参画し意見表明する会議の運営業務

- ・子ども・青少年会議の開催
- ・区民周知
- (ix) ユースカウンスルの運営業務
- (x) (仮称) ユースコーディネーター業務
- (xi) (仮称) せたがや若者ファンディング業務
- (xii) 区への活動結果報告
 - ・月次報告
 - ・年次報告
- (xiii) 社会情勢に係る一部業務停止時の臨時業務

(3) 履行期間

- ①世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- ②世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- ③世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託
令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※本業務に関わる契約締結は、当該業務にかかる各年度の予算が議決し、予算配当がなされることを条件とするものである。

※契約は単年度ごととし、業務の運営状況が良好と認められた場合に限り、令和8年度及び令和9年度の契約を締結する。

2 事業実施経費（提案限度額）

- (1) 世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託
 - ・令和7年度 71,742,185円（税込）
 - ・令和8年度及び9年度 それぞれ令和7年度と同程度の見込み
- (2) 世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託
 - ・令和7年度 56,975,422円（税込）
 - ・令和8年度及び9年度 それぞれ令和7年度と同程度の見込み
- (3) 世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託
 - ・令和7年度 96,612,579円（税込）
 - ・令和8年度及び9年度 それぞれ令和7年度と同程度の見込み

※実施経費については、予算編成の過程により変更となる可能性がある。

※事業実施の過程で、制度改正等により委託内容の変更や追加をせざるを得なくなった場合は、別途区との協議により決定するものとする。

※契約は単年度ごととし、当該年度の契約内容等については、その前年度に別途区との協議により決定するものとする。

※区との契約では予定価格2,000万円を超える業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。来年度の金額については変更の可能性があるため、決定次第、改めて確認すること。

3 参加資格 ※①「世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託」(以下①という)・②「世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託」(以下②という)・③「世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託」(以下③という) 共通

令和6年12月2日現在、法人格を有し、次に掲げる要件を全て満たす事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人でないこと、及び同条第2項による措置を受けている法人でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 世田谷区あるいは世田谷区近郊に活動拠点を有していること。
- (5) 平成31年度以降、国又は自治体における若者支援に関する事業等を実施した実績があること。
- (6) 「世田谷区立池之上青少年交流センター運営業務委託事業者・世田谷区立野毛青少年交流センター運営業務委託事業者・世田谷区立希望丘青少年交流センター運営業務委託事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

※委員長：子ども・若者部長 松本 幸夫

委 員：子ども・若者支援課長 嶋津 武則

委 員：児童課長 寺西 直樹

委 員：青木 政子(学識経験者・世田谷区立池之上青少年交流センター運営委員会委員長)

委 員：齋藤 啓子(学識経験者・世田谷区立野毛青少年交流センター運営委員会委員長)

委 員：吉永 真理(学識経験者・世田谷区立希望丘青少年交流センター運営委員会委員長)

4 提案書提出者の選定 ※①～③共通

本件では、提案書の提出者の選定を行わず、参加資格の確認のみ行う。

5 審査基準 ※①～③共通

- (1) 世田谷区及び国の若者支援施策の理解度および課題認識等のレベル
- (2) 事業実施内容の充実度および履行の信頼度
- (3) 事業実施体制(統括責任者および業務担当者の経験や資格、配置人材、区との連絡体制等)
- (4) 運営に要する見積経費の妥当性
- (5) プレゼンテーションでの説明内容の明確性、的確性

6 公募スケジュール ※①～③共通

本公募における審査等のスケジュールは以下のとおり。なお、応募状況等によっては、第一次審査以降のスケジュールが変更になる可能性がある。

内容	日程	備考
手続開始の公告日	12月 2日(月)	
説明書の交付	12月 2日(月)～ 12月16日(月)	区ホームページからのダウンロードによる。
参加表明書の提出期限	12月16日(月) 17時	持参または郵送(書留郵便に限る)とする。

プロポーザル招請通知	12月17日（火）	参加資格を満たしている業者へ、プロポーザル招請通知を郵送で送付する。 参加資格を満たしていない業者へ、非招請通知を郵送で送付する。
施設見学・説明会	12月23日（月）～ 12月25日（水） 10時～12時	見学を希望する場合は12月19日（木）17時までに「9 本件担当」まで連絡すること。
質問票の提出期限	12月26日（木）17時	質問は電子メールにて受け付ける。 質問内容および回答は、公募参加資格のある全事業者へ電子メールで送信する。 令和7年1月9日（木）までに回答
提案書の提出期限	令和7年1月20日（月）17時	持参に限る。 なお、後日メールにてデータを提出すること。
第一次審査	令和7年1月21日（火）～1月29日（水）	第一次審査で上位3事業者を選抜する。
第一次審査結果通知	令和7年1月30日（木）	結果通知は、全事業者へ郵送する。
第二次審査 ※プレゼンテーション	令和7年2月26日（水）・ 2月28日（金）※2日間 会場：成城ホール集会室 A・B	第一次審査の上位3事業者を対象にして、プレゼンテーションを実施する。 実施日については別途通知する。
第二次審査結果通知	3月上旬	結果通知は、全事業者へ郵送する。
契約締結	4月1日（火）	

7 手続き等 ※①～③共通

（1）募集要項の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和6年12月2日（月）～令和6年12月16日（月）まで

交付場所及び方法：世田谷区ホームページからダウンロード

世田谷区トップページ→事業者の方へ→契約・入札情報→現在実施中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援にて公開

（2）参加表明書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和6年12月16日（月）17時まで（必着）

提出場所：「9 本件担当」を確認すること

提出方法：持参または郵送（郵送は書留郵便に限る。）

（4）質問票の提出期限及び方法

提出期限：令和6年12月26日（木）17時まで

提出方法：質問は全て電子メールにて受け付ける。（電話、FAX等では受付不可。）プロポーザル招請通知に記載のメールアドレスへ提出すること。提出の際は、メールの件名の先頭に「プロポーザル質問」と記載し、送信後、「9 本件担当」に記載の電話番号に連絡すること。

(5) 提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和7年1月20日（月）17時まで（必着）

提出場所：「9本件担当」を確認すること

提出方法：持参に限る。なお、後日メールにてデータを区に提出すること。

8 その他 ※①～③共通

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

審査により選定された事業者と提案内容をもとに随意契約を締結し、区と選定事業者の双方で契約書の作成を行う。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 著作権の帰属等

本公募に関して作成した書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、区は、事業者決定の公表等で必要な場合には、応募者が作成した書類の内容を無償で利用できるものとする。なお、提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(5) 情報公開

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができるものとする。

(6) 費用の負担

本公募に参加するために必要となる書類作成費、交通費、通信費等、一切の費用は、応募者の負担とする。

(7) 関係機関への取材制限

本業務に係る区役所担当部署等への直接問合せ・取材等は、選定結果が公表されるまで行わないこと。

(8) 書類の修正・虚偽記載

参加表明書及び企画提案書は、それぞれの提出期間を経過した後は、応募者からの申し出による書類の修正、差し替え、追加、撤回等は一切認めない。また、提出書類の記載事項に虚偽があることが判明した場合は、失格とする。

(9) 追加書類の提出

区が必要と認める場合は、追加書類の提出や記載内容についての説明を求めることがある。

(10) 随意契約の締結予定

区は、当該業務に直接関連する業務の委託契約を、当該業務の委託相手方（受託者）との随意契約により締結する場合がある。

9 本件担当

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課 担当：田村・安友・志田

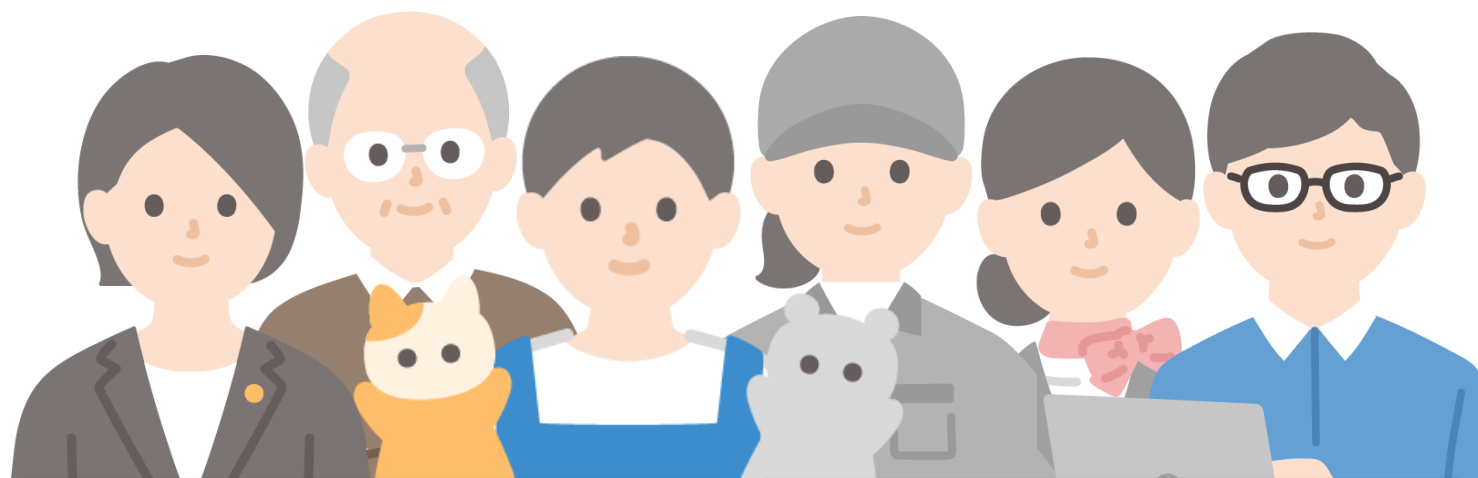
住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目22番33号 西棟3階305番窓口

電 話：03-5432-2599（土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで）

FAX：03-5432-3050

E-mail：SEA02236@mb.city.setagaya.tokyo.jp

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,330円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所第一庁舎 2 階 20 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所第一庁舎 4 階 46 番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が 2 千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1 時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3, 0 0 7 円	潜かん世話役	4, 4 2 0 円	型 わ く 工	3, 1 8 8 円
普 通 作 業 員	2, 6 9 9 円	さく岩工	3, 7 8 3 円	大 工	3, 0 6 0 円
軽 作 業 員	1, 8 7 0 円	トンネル特殊工	3, 6 0 2 円	左 官	3, 2 7 3 円
造 園 工	2, 7 5 2 円	トンネル作業員	3, 1 2 4 円	配 管 工	2, 8 6 9 円
法 面 工	3, 3 5 8 円	トンネル世話役	4, 0 8 0 円	は つ り 工	3, 0 3 9 円
と び 工	3, 3 1 5 円	橋りょう特殊工	3, 4 9 6 円	防 水 工	3, 6 3 4 円
石 工	3, 3 3 7 円	橋りょう塗装工	3, 5 7 0 円	板 金 工	3, 4 4 3 円
ブ ロ ッ ク 工	3, 1 0 3 円	橋りょう世話役	4, 0 9 1 円	サ ッ シ 工	3, 2 3 0 円
電 工	3, 1 9 9 円	土木一般世話役	3, 2 9 4 円	内 装 工	3, 3 2 6 円
鉄 筋 工	3, 2 8 4 円	高級船員	3, 8 8 9 円	ガ ラ ス 工	3, 1 7 7 円
鉄 骨 工	2, 9 7 5 円	普通船員	3, 1 3 5 円	建 具 工	2, 8 5 9 円
塗 装 工	3, 4 7 5 円	潜水士	5, 0 1 5 円	ダ ク ト 工	2, 8 6 9 円
溶 接 工	3, 5 9 2 円	潜水連絡員	3, 6 6 6 円	保 温 工	2, 7 8 4 円
運転手（特殊）	3, 0 7 1 円	潜水送気員	3, 5 6 0 円	設 備 機 械 工	2, 8 0 5 円
運転手（一般）	2, 5 0 8 円	山林砂防工	3, 2 6 2 円	交 通 誘 導 員 A	2, 0 1 9 円
潜 か ん 工	3, 7 3 0 円	軌道工	5, 7 8 0 円	交 通 誘 導 員 B	1, 7 6 4 円
				上 記 以 外 の 職 種	1, 3 3 0 円

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1 時間当たり1, 5 4 0 円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和6年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和6年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。